

エスペック 人権方針

エスペックグループ（以下、エスペック）は、企業理念「THE ESPEC MIND」の「宣言」において、私たちが良き社会の一員として約束することとして「人権」を掲げ、人権尊重の考えを明確にしています。また、エスペックに所属するすべての役員および従業員に適用する企業行動原則と行動基準である「エスペック行動憲章・行動規範」においても「人権の尊重」を掲げています。

本方針は、エスペックにおける人権尊重の考え方と責任を示したものです。

本方針に基づき、事業活動における人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 適用範囲

本方針は、エスペックに所属するすべての役員および従業員に適用します。

また、お取引先さまをはじめとするビジネスパートナーのみなさまにも本方針を理解・支持し、人権尊重に取り組んでいただくことを期待します。

2. 人権尊重へのコミットメント

エスペックは「国際人権章典^{*1}」および「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言^{*2}」などの人権に関わる国際規範を支持・尊重します。そして、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいた人権尊重の取り組みを推進します。

また、エスペックは、活動する国や地域の法令を遵守します。国際的な人権基準と当該国や地域の法令が異なる場合には、当該国や地域の法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権を尊重するための方法を追求していきます。

3. 人権デュー・デリジェンス

エスペックは、人権尊重の責任を果たすため、人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築するとともに、事業活動における人権への負の影響を特定し、その防止および軽減に継続的に取り組んでいきます。

4. 通報窓口と是正・救済措置

エスペックは、従業員や取引先さま、お客さまなどのステークホルダーのみならず、人権を含むコンプライアンス違反について通報できる窓口を社内外に設置しています。通報に係る情報に関する機密性、ならびに通報者の匿名性を保護するとともに、通報者への不利益な取り扱いや報復を禁止します。

また、人権への負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合には、適切な手続きを通じてその是正と被害者の救済に取り組みます。

5. ステークホルダーとの対話

エスペックは、人権への負の影響について人権を専門とした第三者機関に相談するとともに、ステークホルダーとの対話を人権尊重の取り組みに活かしていきます。

6. 情報開示

エスペックは、本方針および人権尊重の取り組みについて、自社の Web サイトなどで情報開示を行います。

7. 啓発・教育

エスペックは、役員および従業員が本方針を理解・実践するために必要な啓発と教育を継続的に行います。

※1 国際人権章典は、「世界人権宣言」と、これを条約化した2つの国際人権規約「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」と「市民的、政治的権利に関する国際規約」の総称です。

※2 国際労働機関（ILO: International Labour Organization）が採択した宣言（1998年採択、2022年改正）。当宣言は、労働における基本的な権利として、「結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認」、「あらゆる形態の強制労働の禁止」、「児童労働の実効的な廃止」、「雇用及び職業における差別の排除」、「安全で健康的な労働環境」を表明しています。

制定：2026年1月22日

エスペック株式会社
代表取締役 執行役員社長
荒田 知